

第一牧志公設市場再整備推進事業かわら版 令和4年度第3号①(外小間部門)

外小間部門を対象とした「新市場移転に向けた抽選の追加説明会」を開催しました。

【外小間】日時:8月1日(月)14時～ 場所:仮設市場1階 北口空き店舗 (市場中央通り)

【外小間】日時:8月1日(月)14時半～ 場所:仮設市場1階 北口空き店舗 (松尾東線)

【外小間】日時:8月1日(月)15時～ 場所:仮設市場1階 北口空き店舗 (松尾19号線)

第一牧志公設市場の再整備(仮設市場から新市場への移転)に伴い、抽選会に向けた追加説明会を行いました。

1. 追加説明会の概要

(1) 当日資料(共通)

外小間部門
令和4年8月1日(月)

新市場移転に向けた抽選の追加説明資料

1. 抽選対象の小小間の追加について

- ・市場中央通り側の外小間に小小間を1つ追加配置
(別添の「新市場使用場所レイアウト図(更新版)」参照)

2. 外小間のシャッター前面の使用について

- ・外小間の一部においては、建物の構造上、柱を設けなければならない箇所があるが、市場の敷地内である、各小間のシャッター前面の約1m程度は、商品陳列スペースとしての使用が可能。(別添の「市場中央通りの外小間レイアウト(拡大版)」参照)
- ・外小間のシャッター前面(約1m程度)を商品陳列スペースとして使用する場合は営業終了後、シャッター内に片づけることを条件とします。
また、使用料はそれに応じた取り扱いを検討しています。

3. 抽選の実施日程

(日時)

外小間(市場中央通り):令和4年8月19日(金)午前11時～11時半(予定)

外小間(松尾東線):令和4年8月19日(金)午後1時～1時半

外小間(松尾19号線):令和4年8月19日(金)午後2時～2時半

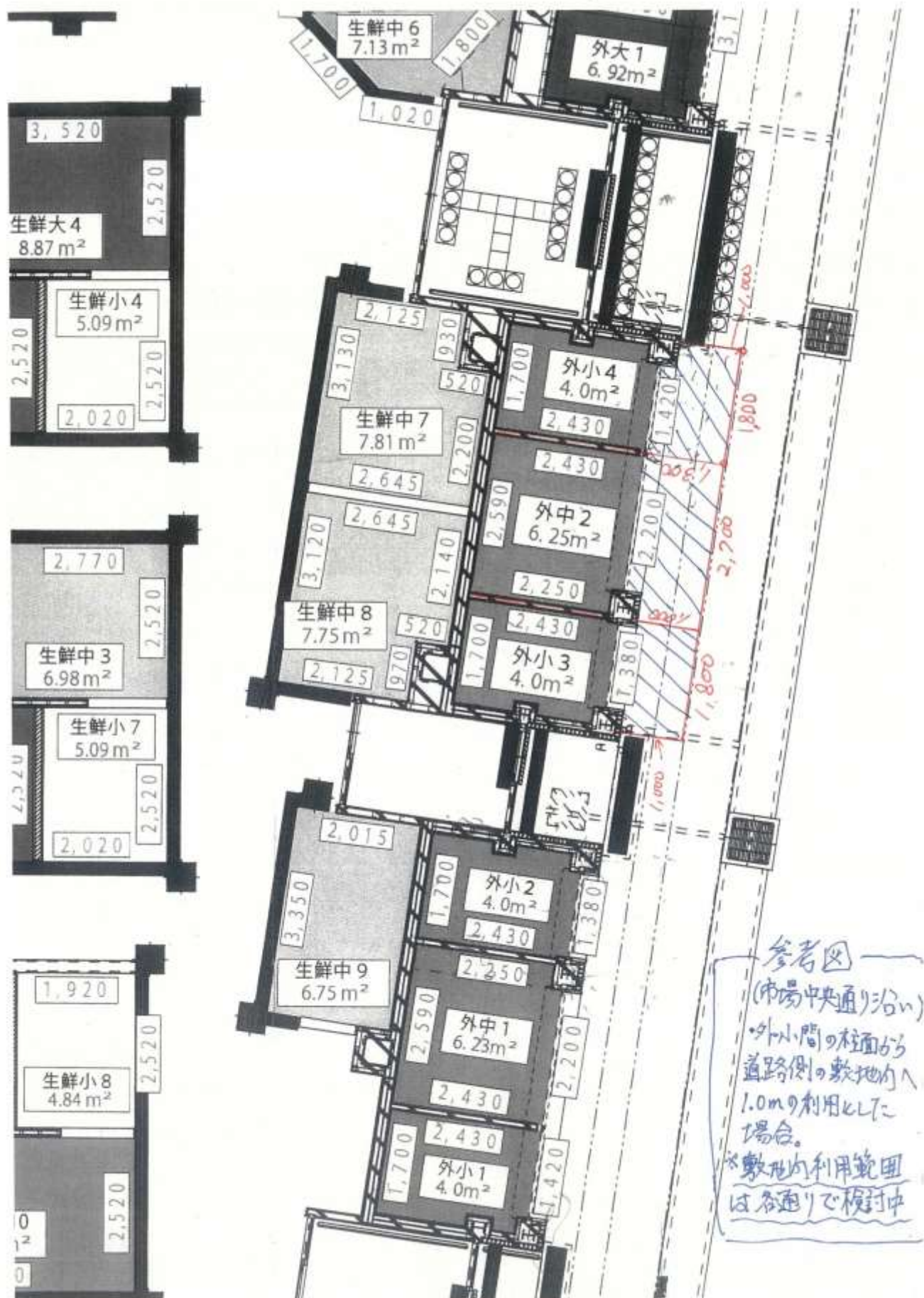
(会場)

那覇市ぶんかテンブス館 3階 会議室

※抽選対象者(店舗名義人)の委任があれば代理人による抽選は可能です。その場合、代理人の方は別紙の委任状を抽選当日に持参してください(代理人の方の本人確認ができる書類(運転免許証等)の提示も必要となります)。

なお、代理人がいない場合は、市(なはまち振興課)で代理を務めることもできますが、その場合、委任状に「使用場所希望順位」などの必要事項を記載の上、抽選日の前日までに市(なはまち振興課)へ提出ください。

資料 新市場移転に向けた抽選の追加説明資料



資料 参考図

第1号様式（第3第1項第7号関係）

第 号
令和 年 月 日

委任状

代理人（当日抽選する方）

住所 _____
氏名 _____ (印)
※認印可

上記の者を代理人と定め、那覇市経済観光部なはまち振興課が実施する第一牧志公設市場（新市場）への移転に向けた使用場所の抽選の権限を委任する。

令和 年 月 日

委任者（使用場所名義人）

住所 _____
氏名 _____ (印)
※認印可。

備考

- (1) 本表は、必ず委任者（使用場所名義人）が記入してください。
- (2) 委任を受けて抽選会に来られる代理人の方は、本人確認ができる書類（運転免許証等）の提示をお願いします。
- (3) 委任状は抽選会当日に持参してください。
- (4) 事務局へ委任する場合は、「受任者（当日抽選する方）」の氏名欄に「那覇市経済観光部なはまち振興課」と記載ください。
- (5) 事務局へ委任する場合は、希望する順に使用場所番号を下記の「使用場所希望表」へ記載ください（例：精肉大1）。

【使用場所希望表】

希望順位	使用場所番号	希望順位	使用場所番号
1位		7位	
2位		8位	
3位		9位	
4位		10位	
5位		11位	
6位		—	—



資料 別紙「新市場使用場所レイアウト図」(1階)

（２）外小間（市場中央通り）説明会内容

【参加者（14時～14時半）】

野田商店、バイオグリーン、備瀬商店、オキナワグ
ロサリー（計４事業者）



図 外小間（市場中央通り）追加説明会の様子

【追加説明会の概要】

- ・シャッターの前面から1m程度は、商品陳列スペースとして使用可能とし、隣との境界は、配布資料「参考図」のとおり、間仕切り壁の中心とする。なお、営業終了後は、陳列棚などをシャッター内に片づけることが条件となる。
- ・市場中央通りに面する小小間、「外小16」が追加となった（別紙「新市場使用場所レイアウト図」右下に位置）。

- ・市場中央通りの抽選日時は、8月19日（金）午前11時～11時半の予定で、場所は那覇市ぶんかテンブス館3階会議室。開始時刻から15分遅れると抽選をすることができない。
- ・抽選権利のある名義人の方が抽選日に来られない場合は、委任状を提出いただくことにより代理人による抽選が可能である。ただし、運転免許証など、代理人の方の本人確認ができる書類の提示が必要となる。身の回りに代理人がいない場合は、市（なはまち振興課）で代理を務めることもできるが、その場合、委任状に「使用場所希望順位」などの必要事項を記載の上、抽選日の前日までに市（なはまち振興課）へ委任状を提出する必要がある。

【抽選説明会における質問・意見に対する市の回答】

No.	質問・意見	市の回答
1	・ エアコンの設置は可能か。	・ 電気などは設備として整っているが、室外機の設置が3階となり距離がある。簡易的に設置できるスポットクーラーなどが適当ではないかと想定している。 ・ 抽選が終わり、使用場所が決定後、希望する方へは設置可能な範囲を個別にお知らせする。また、設置する場合は、設置届が必要となる。
2	・ くじの手順の説明をお願いしたい。	・ くじは2回引いていただく、2段階方式となる。1回目は小間番号が若い順に引き（仮設市場の小間番号の若い順にくじを引き、次に旧市場の小間番号の若い順にくじを引く）、2回目にくじを引く順番を決める。小小間の実際の1回目の順番でいうと、まずはバイオグリーン、次に大城文子經節店、3番目に備瀬商店、最後にオキナワグロッサリーがくじを引くという段取り。 2回目は、1回目のくじ引きの結果の順でくじを引き、使用場所を指定する順番を決める。
3	・ 間口等が旧市場より小さくなっている。小小間に1つ小間の空きがでるため、その面積分を他の小間に割り当てができないか。 ・ 出入口の扉の幅を小さくし、小間の間口を大きく取れないか。同じ形で営業の再開ができない。	・ 建築工事は進んでおり、柱や間仕切りを動かすことはできない。シャッターなど建築部材をすでに発注しており、その規格にあわせて計画をしている。 ・ 扉（開口）もすでに出来ており、現時点からの変更はできない。
4	・ もっと後に、実物を見てから抽選をすることはできないか。	・ 形が見えてくるのは大分先となる。引っ越しだけであれば、（抽選を後にずらしても）影響はないと思うが、ショーケースを持っていく事業者等もいる。小間を決めてもらい、排水

	・今年中にレイアウトを検討するために新市場を見ることができるのか。8月に抽選し、12月まで4か月もある。	などを踏まえレイアウトを考えていくので、早めに決定し準備してもらう必要がある。 ・12月には仮囲いを撤去する予定である。仮囲いがなくなれば外から見ることができる。中には入れない。
5	・以前もお願いしたが、抽選の日までには、使用料とアーケードの維持管理費などもあれば、早めに決めていただきたい。 ・シャッター外の使用料については、多少安くなるのか。	・小間の使用料は1㎡あたり5,500円を予定している。シャッター前の使用料については、市として検討して説明する。 ・営業時間終了後片づけていただくことを想定しており、それに応じた使用料を設定する。シャッター内の使用料(5,500円/㎡)とは別に1㎡あたりの使用料を設定する。
6	・中小間の抽選後に、その結果を踏まえて抽選(小小間)ができるか。	・大小間の抽選を行い、その次に中小間、小小間の順で抽選を実施する。大小間の上原果物店が使用場所を指定し、次に中小間の野田商店、玉城鯉節店が抽選、使用場所を選定する。小小間はそれを踏まえ、選定することができる。
7	・大小間の空いている小間に入ることも可能か。 ・空き小間はどうするのか。	・今回の抽選は、仮設市場または旧市場の店舗区分(大・中・小小間)に応じた抽選となる。 ・市場中央通りに限らず、空き小間が発生する。抽選後、空き小間が確定した後に市として方針を出す、公募を予定している。
8	・19日に抽選することに対して、すぐに可能だと回答はできない。小間の大きさ、間口について(まだ変更の余地があるか)、解決方法がないか、可能性を探りたい。什器が入らないと同じ形態の営業ができない。営業が継続できるかどうかの問題でもある。	・小間の大きさを変えることはできない。
9	・1回目のくじと2回目のくじは同日に行うのか。	・19日、同日に実施する。

(3) 外小間(松尾東線)説明会内容

【参加者(14時半～15時)】

和族、兼次商店、眞栄田商店、仲尾次三味線なんでも屋、照尚、お茶・食料品の店てるや(計6事業者)



図 外小間(松尾東線)追加説明会の様子

【追加説明の概要】

- ・シャッターの前面から1m程度は、商品陳列スペースとして使用可能とし、隣との境界は、配布資料「参考図」のとおり、間仕切り壁の中心とする。なお、営業終了後は、陳列棚などをシャッター内に片づけることが条件となる。
- ・アーケードがない松尾東線の間口壁面（店舗看板下地の上）には、オーニング（日差し・雨よけ）を設置する計画をしている。
- ・松尾東線の抽選日時は、8月19日（金）午後1時～1時半となり、場所は那覇市ぶんかテンブス館3階会議室で行う。開始時刻から15分遅れた場合、抽選をすることができない。
- ・抽選権利のある名義人の方が抽選日に来られない場合は、委任状を提出いただくことにより代理人による抽選が可能である。ただし、運転免許証など、代理人の方の本人確認ができる書類の提示が必要となる。身の回りに代理人がいない場合は、市（なはまち振興課）で代理を務めることもできるが、その場合、委任状に「使用場所希望順位」などの必要事項を記載の上、抽選日の前日までに市（なはまち振興課）へ委任状を提出する必要がある。

【抽選説明会における質問・意見に対する市の回答】

No.	質問・意見	市の回答
1	・「新市場移転に向けた抽選の追加説明資料」に、外小間の一部においては、建物の構造上、柱を設けなければならない箇所があるが～、と記載があるが、営業において邪魔になる大きさなのか。 ・旧市場では照尚の店舗前に電柱があったが、建設工事に伴い、電柱を移設した。新市場を建築することで、もとの場所に電柱は戻ってくるのか。店舗前に障害物がないか確認したい。	・レイアウト図を参考にすると、外小間の店舗の間口幅と後方壁面の幅の記載があるが、その寸法の違いは、間口側にある柱の大きさによるもの。シャッター前面の使用（幅）については、その柱の有無にかかわらず、間仕切り壁の芯で計測している。 ・松尾東線の店舗前には電柱はない。（照尚店舗前の）電柱はNTTの線が入っていた。道路を隔てて向かい側に移設した。
2	・「外小5」にはオーニングは設置するのか。 ・「外小5」はアーケードの中に設置されるが、アーケードの維持管理費は発生するのか。 ・オーニングは市が設置するのか。	・アーケードの屋根がかかる部分については、オーニングの設置は予定していない。 ・以前のような維持管理として徴収するのか、別途確認してお伝えする。 ・施設の設備として那覇市が設置する。
3	・商品棚は営業終了後、シャッター内に片づけるとの条件があるが、シャッター施錠の管理はどうするのか。旧市場では、名義人が鍵を預かり管理していた。	・別途確認してお伝えする。
4	・オーニングの規格（出幅）はどれくらいか。また、以前に市の方で開閉をするとの話もあったが、どうするのか。 ・商品棚と同じくその上の1mの出幅だとぎりぎり	・オーニング設置・施工事業者は今から募集を行う。 ・出幅については、道路管理課からは道路境界

	りで、日差しもあたり、雨で商品が濡れてしまう。 ・オーニングを広げた場合の最大出幅で、2.5～3m はほしい。 ・オーニングはどのあたりに設置されるのか。 ・天井の高さはどれくらいか。	から 1.5m までは問題ないという話もあり、その範囲内で検討していく。 ・2～3m で設置するイメージは持っている。 ・3.5m の高さを予定しており、看板の上に設置し、出幅分（2～3m）下すイメージ。取付け位置は決定しているが、これから微調整を行う。 ・外小間の天井高さは 2.6m 程度。
5	・道路との境界はどこか。 ・シャッター前の商品棚設置可能範囲はラインなどでわかるようにしてほしい。	・敷地境界の基本（目印）は側溝。シャッター前面 1m 程度に側溝があるわけではないが、シャッター前 1m 程度を陳列棚の使用範囲として設定している。 ・使用境界については、わかるように目印を設けるなど対応したい。（配布資料「参考図」を参照）

（４）外小間（松尾 19 号線）説明会内容

【参加者（15 時～15 時半）】

城間田芋店、新風、コーヒースタンド小嶺
（計 3 事業者）



図 外小間（松尾 19 号線）追加説明会の様子

【追加説明の概要】

- ・シャッターの前面から 1m 程度は、商品陳列スペースとして使用可能とし、隣との境界は、配布資料「参考図」のとおり、間仕切り壁の中心とする。なお、営業終了後は、陳列棚などをシャッター内に片づけることが条件となる。
- ・松尾 19 号線の抽選日時は、8 月 19 日（金）午後 2 時～2 時半となり、場所は那覇市ぶんかテンプス館 3 階会議室で行う。開始時刻から 15 分遅れた場合、抽選をすることができない。
- ・抽選権利のある名義人の方が抽選日に来られない場合は、委任状を提出いただくことにより代理人による抽選が可能である。ただし、運転免許証など、代理人の方の本人確認ができる書類の提示が必要となる。身の回りに代理人がいない場合は、市（なはまち振興課）で代理を務めることもできるが、その場合、委任状に「使用場所希望順位」などの必要事項を記載の上、抽選日の前日までに市（なはまち振興課）へ委任状を提出する必要がある。

次ページへ続く

【抽選説明会における質問・意見に対する市の回答】

No.	質問・意見	市の回答
1	・通行に伴う通行許可の申請はどのようにするのか。	・今までと変わらず、管轄する警察署に申請する。(栗国組合長回答)
2	・抽選後、双方で納得できれば、小間の交換をしてよいか。	・原則、交換はできない。
3	・ガスはプロパンではなく、都市ガスになるのか。	・都市ガスとなる。

ご意見をお寄せください。 那覇市 経済観光部 なはまち振興課
第一牧志公設市場建設室 TEL : 098-863-1750 (直通)